

令和6年 福津市議会9月定例会 一般質問及び答弁

○中村 清隆

2 公共施設の空調設備について

以前から体育館等の公共施設に空調設備を設置することを訴えているが、毎年毎年気温が上昇している現状で、施設利用者の中で、体調不良者も増加傾向にある。死者が出てもおかしくない。中体連やインターハイ等、夏に実施される大会も多い。先日建て替えたばかりの大牟田市のアリーナは空調も完備されていた。本市は劣悪ともいえる環境の施設で練習をしなくてはならず、指導者たちからも危険だとの声が多く聞こえてきている。公共施設等総合管理計画も踏まえた空調設備設置の考えを伺う。

(回答)

現在、市内体育センター等においては、指定管理者が熱中症対策の注意喚起をしながら、施設運営を行っているところです。暑さの度合いによっては、利用者の判断で利用を中止するなどの対応をとっています。

空調整備の必要性は、利用者の安全対策の観点からも強く認識しているところですが、財源を十分に確保できないため、現時点での投資は困難であると判断しています。

○榎本 博

1 地域拠点の整備について

(1)津屋崎地区

③豊村酒造の保存活用計画を津屋崎豊村喜三郎記念財団と市、県の3者で協議中とのことだった。豊村酒造を中心とした津屋崎千軒のまちなみ保存計画と観光計画も同時に進めていく必要があると考えるが、市の考えについて。

(回答)

豊村酒造旧醸造場施設の保存活用計画の作成に関する進捗状況ですが、所有者は令和7～8年度の2ヶ年で作成したいという意向を持っているようでございます財団内にて未だ決定に至っておりませんが、市としては所有者の意向に沿うよう国県と調整を進めていきたいと考えています。

観光基本計画につきましては、津屋崎千軒を含む津屋崎地区の機能強化を目指しています。津屋崎千軒内に所在する「豊村酒造旧醸造施設」についても、貴重な史・文化観光資源として捉えており、今後、財団が策定する保存活用計画に応じて、事業連携を検討していくことを想定しています。

また、津屋崎千軒まちなみガイドラインにつきましては、景観計画で津屋崎千軒を景観重点区域と定め、区域内に建築行為等が行われる場合には、ガイドラインの考え方に準じた形態意匠とするよう指導を続けているところであり、今後もこれまでと同様に、津屋崎千軒の町並み保存を重視した景観指導を行っていききたいと考えています。

豊村酒造旧醸造場施設が国指定重要文化財となったことは、津屋崎地区の活性化に大いに寄与するものであり、交流人口や関係人口、定住人口の増にもつながるものと期待を

持っています。来訪者が「訪れてよかった」と思ってもらえるまちづくりを今後も進めていきたいと思っています。

○井手口 忠信

1 防災と災害時における避難所整備について

③緊急防災・減災事業債を活用した、災害時の避難場所となる学校体育館への空調整備について、どのような検討を行ったのか。

(回答)

空調設備の効果を発揮させるためには空調機以外の整備も必要となります。例えば、窓ガラスの複層化、壁や屋根裏等の断熱改修、キュービクルの増設など、どれも大規模な工事が必要です。仕様については、空調機性能の選定に関係しますので、調査・設計が必要となり、費用の負担が発生します。

ランニングコストの面でも、空調機整備後は、空調使用分の電力量が増加するだけでなく、最大使用電力量が増加することによる基本料金も上昇するため、電気代が増額となります。

その他にも、空調機の性能維持のため清掃や保守点検、法定点検の費用も必要となります。

緊急防災・減災事業債は非常に有利な財源であると認識しておりますが、現状では、過大規模校への対策や施設の長寿命化を優先的に取り組んでいく必要があると考えております。

○秦 浩

1 食の安全と食品リサイクルについて

本市の食の安全を守るための食中毒対策や食品のリサイクルについて、以下のことを伺う。

(1)食中毒対策について

①食中毒を予防するために学校や保育所で取り組んでいることは。

(回答)

学校給食における衛生管理については、学校給食法第9条第1項の規定に基づき、文部科学大臣が「学校給食衛生管理基準」を定めています。また、市教育委員会で、その学校給食衛生管理基準を基に「学校給食衛生管理マニュアル」を作成しています。市内小中学校の給食は、「学校給食衛生管理基準」及び「学校給食衛生管理マニュアル」に則り実施しています。食中毒を予防するため、細心の注意を払いながら安心・安全な給食提供を行っています。

②食中毒予防のため学校や保育所での啓発や衛生教育が重要と考えるが、宗像・遠賀保健福祉環境事務所及び福岡県食品衛生協会との連携は。

(回答)

食中毒予防のための学校での啓発や衛生教育については、宗像・遠賀保健福祉環境事務所及び福岡県食品衛生協会との連携はございません。

しかし、食中毒や消化器系感染症の多発時期を迎える前に、宗像・遠賀保健福祉環境事

務所から特定給食施設である学校や共同調理場に起因する事故を未然に防止するため、監視指導を受けています。

2 教育施設について

本市の教育施設について、以下のことを伺う。

①学校のトイレの改修について

(回答)

令和2 年度から令和7 年度にかけて、市内小中学校での感染症拡大予防対策として、トイレ空間を湿式から乾式化するとともに、和便器から洋便器への改修工事を計画的に進めております。

令和6 年度に、津屋崎小学校1 期、福間南小学校体育館、津屋崎中学校1 期の改修工事を実施しており、令和7 年度には、津屋崎小学校2 期、津屋崎中学校2 期の改修工事を予定しております。

令和7 年度の工事完了後は、各小中学校校舎及び体育館のトイレ空間の乾式化と9割の便器洋式化が完了する予定です。

今後は、各学校とも、今回の事業の設計時に設置して間もなかったトイレや屋外トイレなど、今回の事業の対象となっていなかったトイレ設備について、長寿命化改良工事等の計画に合わせて更新する等により、衛生環境の保全に努めたいと考えております。

事業完了後に残る和便器数

学校名	校舎	体育館 武道場	屋外 トイレ	備考(理由等)
神興小	2基	0基	3基	乾式に改修して間もないため
福間小	0基	0基	9基	
上西郷小	10基	1基	0基	乾式に改修して間もないため
神興東小	0基	0基	1基	
福間南小	14基	0基	2基	乾式に改修して間もないため
津屋崎小	2基	0基	0基	乾式に改修して間もないため
勝浦小	0基	0基	0基	
福間中	0基	0基	4基	武道場附属棟トイレ
福間東中	0基	0基	3基	第2グラウンド
津屋崎中	0基	0基	0基	

②学校及び通学路の危険箇所の把握や対処は。

(回答)

学校の危険箇所の把握や対処については、各学校において教職員の毎月の安全点検による確認や児童生徒などからの情報提供により、段差がある場所、滑りやすい床、老朽化した設備などの物理的に危険な箇所を把握しています。対処としては、児童生徒への周知、コーンを立てるなど危険箇所であることを目視で認識できるよう表示し、児童生徒等の安全対策を行うとともに、各小中学校にて改善対応が可能な場合は実施、必要に応じて包括管理事業者や市教育委員会へ報告や修繕依頼等を行い、対応を行っております。

通学路の危険箇所の把握や対処については、通学路の安全確保に向けた取り組みを行うため、関係機関(※)の連携体制を構築し、「福津市通学路交通安全プログラム」を策定していま

す。本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童・生徒が安全に通学できるように、通学路の安全確保を図っております。

直近では、令和5年度に市内の小中学校で通学路の安全点検を実施し、改善等が必要と考えられる場所について通学路改善要望書を市教育委員会に取りまとめています。その後、福津市通学路安全推進会議を開催し、関係機関との合同点検や、対応策の協議を行っております。

※関係機関

北九州県土整備事務所宗像支所、宗像警察署、福津市建設課、福津市防災安全課、福津市教育委員会

③体育の授業及び水泳授業における着替え場所は。

(回答)

体育や水泳の授業における着替え場所についてです。

体育の授業では、教室や空き教室などを利用して着替えが行われています。水泳の授業では、教室やプールの更衣室などを利用して着替えが行われています。

④学校の体育館や市体育センターなどを含む体育施設の冷暖房設置について。

(回答)

空調設備の効果を発揮させるためには空調機以外の整備が必要となります。例えば、窓ガラスの複層化、壁や屋根裏等の断熱改修、キュービクルの増設など、どれも大規模な工事が必要です。仕様については、空調機性能の選定に関係しますので、調査・設計が必要となり、費用の負担が発生します。

ランニングコストの面でも、空調機整備後は、空調使用分の電力量が増加するだけでなく、最大使用電力量が増加することによる基本料金も上昇するため、電気代が増額となります。

その他にも、空調機の性能維持のため清掃や保守点検、法定点検の費用も必要となります。

空調設備の整備につきましては、財政的な課題もあり、現状では、過大規模校への対策や施設の長寿命化を優先的に取り組んでいく必要があると考えております。

⑤今後想定される教育施設の増改築について。

(回答)

今後の教育施設の増改築としては、津屋崎中学校の増築があります。令和9年4月に開校を予定しております新設小学校の卒業生が、津屋崎中学校に進学することから新たに津屋崎中学校に進学する生徒分が増加となるため、普通教室の不足が予測される令和10年度までに増築等による教室の確保が必要で、整備手法について検討しております。

その他の小中学校においては、特別支援学級が増加しており、普通教室を特別支援教室に改修するなどしておりますが、更なる特別支援学級の増加が続き普通教室が不足するようであれば、増改築が必要となることも考えられます。

○佐伯 美保

1 子どもたちとその保護者の安心・安全の確保と周辺地域住民の安心・安全の確保及び理解の促進に向けた新設校の防災上の課題と対策等について

子どもたちの教育環境の適正化と防災は喫緊の課題である。文部科学省は、31学級以上の学校は速やかに解消するよう促しているが、教育委員会は「適正規模・適正配置計画」

を作成せず、福間南小は平成29年度以来現在も1,567人と過大規模である。一方福間小が令和10年度に約1,870人、福間中が令和13年度に約1,810人（「新設校建設事業の現状について」令和4年12月）と推計し、福間小・津屋崎小・福間中の緩和を図れるとして福間小の分離新設を優先させ、令和9年4月開校を目指している。文部科学省は『水害リスクを踏まえた学校施設の水害対策の推進のための手引』で高台移転を推奨しているが、新設校は低地の高潮・洪水・ため池浸水想定区域内への建設である。「嵩上げで浸水を防ぎ校地内に雨水貯留機能を持たせて周辺地域の被害の軽減を図ることを目指す」としてきたが、盛土により最大浸水想定で周辺地域の浸水被害が著しく悪化することが、調査で判明した。

地域とともにある学校づくり（コミュニティ・スクール）を目指す本市において、子どもたちとその保護者の安心・安全の確保と周辺地域住民の安心・安全の確保及び理解の促進の観点から以下を伺う。

①令和10年度福間小1,870人・令和13年度福間中1,810人・令和9年度新設小810人の推計精度の評価と令和6年現時点推計

（回答）

議員お示しの推計は、令和4年5月に策定した新設小学校及び新設中学校基本計画における児童・生徒推計と思われます。この推計については、令和3年度の児童・生徒・未就学児の実数、国立社会保障・人口問題研究所が算出した将来の人口増減率、過去5年間の対象地域の人口移動、校区外通学制度活用児童実数を基に、31年度までの長期を推計したものです。当時の様々な要因を考慮し算出したもので、推計の考え方は正しかったと考えております。

また、計画時に作成する長期的な推計とは異なり、翌年度の予算編成や中期的な事業計画の立案のため内部資料として、毎年度ローリングして児童・生徒の推計を作成しております。この直近である令和6年度の推計では、新設小学校の影響を考慮しない場合、令和10年度福間小学校は1,537人、令和13年度福間中学校は1,528人、令和9年度新設小学校は810人と推計しております。

当時の推計から減少していますが、これは、令和4年以降に児童・生徒数の増加率が鈍化したことが要因と考えております。

④新設校の造成設計における国交省『宅地防災マニュアル』及び仕様書の遵守状況等

（回答）

宅地防災マニュアルは、開発に伴う崖崩れ、土砂の流出等による災害及び地盤沈下、溢水等の障害を防止するために、切土、盛土、のり面保護、擁壁、軟弱地盤の対策、排水の処理、滑動崩落防止対策等についての基本的な考え方及び設計・施工上留意すべき点を整理したもので、都市計画法の許可を必要とする開発行為等を対象とし、開発事業者が事業を実施する際及び行政担当者が開発事業を審査する際の参考に供するものです。

新設校の造成設計については、災害及び障害の防止に沿った開発許可申請を行い、マニュアルに沿って県が審査を行い、許可を得たことから造成設計に係る仕様書を含め、遵守していると考えています。

⑤学識経験者の提言を踏まえた周辺地域への浸水被害悪化を防ぐための短期的な適応策と中長期的な緩和策等

(回答)

想定最大規模の災害に対して国は、【施設によって守りきることは、財政的にも、社会環境・自然環境の面からも現実的ではない。また、「比較的発生頻度の高い降雨等」に対しては、施設によって防御することを基本とするが、それを超えるような降雨等に対しては、施設では守りきれないことを認識して取り組むことが必要である。】としています。

市としましては、想定最大規模の降雨等に対応した施設整備等は、現実的には厳しいと判断しており、市長宛に提言書が提出されたことは承知しておりますが、この提言については、周辺地域への浸水被害悪化を防ぐための短期的な適応策と中長期的な緩和策の参考にしたいと考えております。

○山本 祐平

1 教育委員会の体制と運営状況について

本市の教育行政は過大規模校問題をはじめ多くの課題がある。その課題に対応していくためには教育委員会の体制を強化し、柔軟かつ迅速な判断を行っていく必要があると考える。それを踏まえ、以下について伺う。

②令和3年度以降の教育長を含む教育委員の入れ替り状況

(回答)

教育長につきましては、令和3 年4 月1 日に入れ替わりがあり、任期末の令和5 年3 月31 日の翌日、令和5 年4 月1 日以降は不在となっています。

教育委員につきましては、委員数4 名中、令和3 年度中は1 名が入れ替わり(1 名:令和3 年4 月6 日任期満了、1 名:令和3 年6 月4 日就任)、令和4 年度中は2 名が入れ替わっております(2 名:令和4 年12 月31 日辞任、2 名:令和5 年2 月21 日就任)。令和6 年度では1 名が辞任され(令和6 年7 月31 日辞任)、現在3 名となっています。

③教育委員会会議における傍聴の考え方

(回答)

教育委員会会議の傍聴につきましては、「福津市教育委員会会議規則」及び「福津市教育委員会会議傍聴人規則」に基づき、会議が円滑かつ適正に運営できるよう、運用を行っています。

傍聴の申込みは、開催日の前日までに電話または窓口にて先着順で受付を行います。傍聴希望者の数が定員に達していない場合は、会議開会15 分前まで受付を行います。なお、傍聴希望者は、円滑な運営に資するため、事前に申込みをされた方でも、会議開会15 分前までに受付を行っていただき、控室に入室して頂いております。そのため、会議開会15 分前までに会場に来られなかった場合は、キャンセルとなります。

他に、傍聴人の遵守事項として、静かに傍聴し、私語、談笑等議事の妨害になるような行為をしないことや、議事に批評を加え、賛否を表明し、又は拍手をしないこと、及び会議の妨害となるような挙動をしないこと、などがあります。また、禁止事項として、写真、動画等を撮影し、又は録音等をしてはならないことなどがあります。

④教育委員会会議での議案審議の考え方

(回答)

教育委員会会議の議案や資料につきましては、理解度を深め議案審議の活発な議論に繋げるため、会議開会前の概ね6日前までに各教育委員へ配布しており、会議まで教育委員からの質問に対応しております。

2 今後の教育行政の進め方について

本市の教育に係る予算は過大規模校対応だけではなく、老朽化した建物の修繕や建替えなどで、今後も多額の予算が必要となる。また老朽化した建物や過大規模校の状況は地震発生時のリスクが非常に高い。これらを踏まえ、以下について伺う。

①教育委員会管轄施設のうち、今後長寿命化や建替え等が必要な施設とそれにかかる費用

(回答)

【学校施設】

小中学校においては、築40年を超えた建物は詳細調査を行い、その基礎資料を基に今後の必要性等を検討し、基本的には、長寿命化改良工事を実施し、延命させて使用することとしています。

令和6年度に築50年を超える建物が、福間小学校の管理棟、便所棟、神興小学校の管理教室棟2棟、教室棟、体育館、上西郷小学校の教室棟

築40年を超える建物は、福間小学校の体育館、上西郷小学校の体育館、神興東小学校の管理教室棟2棟、教室棟、体育館、福間南小学校の中央棟、体育館、津屋崎小学校の東棟、体育館、勝浦小学校の管理教室棟、音楽室棟、福間中学校の技術棟、福間東中学校の教室棟、音楽室棟、管理棟、技術棟、体育館、津屋崎中学校の教室棟、特別教室棟

築30年を超える建物は、上西郷小学校の管理教室棟、第2教室棟、福間南小学校の中央棟、津屋崎小学校の北棟、勝浦小学校の体育館、福間中学校の体育館、福間東中学校の教室棟、津屋崎中学校の体育館となっております。

これらの建物を全て長寿命化改良により対応していくと、概算費用として約124億円と試算しております。しかし、新設校や校区再編の進捗により各建物の将来にわたる必要性が異なること、人口動態が不安定なこと、詳細調査は今後実施していくことから、現状の想定通りに進めることは難しいと考えています。

【社会教育等施設】

次に、社会教育施設及び文化教養施設についてです。福間体育センターでは、令和5年度から6年度にかけて屋根及び外壁改修工事を実施、図書館では令和6年度に外壁改修工事を実施、カメラホールでは、令和6年度から7年度にかけて大規模改修に取り掛かり、建物の長寿命化を図っているところです。今後、長寿命化や建替えが必要な施設としては、中央公民館は築36年、津屋崎体育センターは築42年、福間武道館においては築53年が経過しようとしております。

公共施設等総合管理計画において、既存施設をすべて残していくとはしておらず、社会教育施設は将来的な建替えのタイミングで他の施設との集約化、複合化を含め施設の在り方を検討することとしていることから、現時点で長寿命化及び建替えの費用は把握していません。

②過大規模校での災害時対応

(回答)

過大規模校に限らず、各学校では災害時の対応を学校危機管理マニュアルに定めています。学校では、避難訓練を行い、学校に児童生徒が在籍する時に発生する災害時に、児童生徒の安全が確保されるように努めています。

③福間南小学校及び福間中学校の過密緩和対策の進捗状況

(回答)

福間南小学校及び福間中学校の過密化緩和の対策として校区再編を検討しており、今年度中に方針決定を行いたいと考えております。

現在、令和6年4月時点の児童生徒数等を用いて行政区ごとの児童生徒数の推計が終わり、それに基づき校区再編案を作成しております。なお、校区再編案を作成するにあたり、影響を受ける学校の教室の把握や、校区再編に付随して必要となるものの検討・関係課との協議等を行い、案の作成をしているところでございます。

校区再編案や関係資料等の準備が整い次第、保護者・地元への説明会を行い、いただいたご意見を校区再編案に反映し、その後、総合教育会議や通学区域審議会への諮問等を行い、答申を踏まえ教育委員会としての方針を決定する予定です。

○豆田 優子

1 子どもたちの学ぶ機会の確保について

過大規模校である福間小学校の過密化緩和に向けて、新設校建設が進んでいる。一方、福間南小学校の過密化緩和については進展が見えない。そこで以下について伺う。

①福間南小学校の過密化緩和に向けた意見交換会が、令和5年8月と令和6年1月に開催された。出された意見は市のホームページで紹介されているが、どう応えてきたのか。また、校区再編が必須であると思われるが、その進捗状況は。

(回答)

福間南小学校の過密化緩和の対策として校区再編を検討しており、今年度中に方針決定を行いたいと考えております。

現在、令和6年4月時点の児童生徒数等を用いて行政区ごとの児童生徒数の推計までが終了しています。この推計結果や意見交換会で出された意見も踏まえ、校区再編案を作成しております。なお、校区再編案を作成するにあたり、影響を受ける学校の教室の把握や、校区再編に付随して必要となるものの検討・関係課との協議等を行い、案の作成をしているところでございます。

校区再編案や関係資料等の準備が整い次第、保護者・地元への説明会を行い、いただいたご意見を校区再編案に反映し、その後、総合教育会議や通学区域審議会への諮問等を行い、答申を踏まえ教育委員会としての方針を決定する予定です。

②新設校開校に向けて、必要な説明が市民になされているか。

(回答)

これまでに広報紙での特集や市公式ホームページ、フェイスブックで情報発信、地域や郷づくりに対して説明会などにより必要な説明を行っていると考えております。今後も、必要だと思われる情報は、適宜、発信してきたと考えています。

③新設校建設は重要なまちづくりである。まちづくりの視点から、必要な情報が市民へ届けられているか。

(回答)

広報誌等での情報発信や地域・郷づくり等への説明会では、まちづくりの視点から市の喫緊の課題である過大規模校への対策、災害発生時に新たな防災拠点である避難所となること、開かれた学校として地域のイベントや社会教育活動に活用いただけることなど、可能な限りの情報発信は行っており、届けられているものと考えています。

○福井 崇郎

1 次世代の人財を育む教育環境の充実と整備について

①本市の探究的な学び(学習)の充実に向けた取り組みと課題は。

(回答)

本市の探求的な学び(学習)の充実に向けた取り組みとして、福津市では、小中9年間を見通した連続性のある教育活動の実現を目標として、「子どもが主体となる授業づくり」・「学びを支え、創出する基盤づくり、組織づくり」・「家庭、関係機関との連携」・「教員の意識改革、指導力向上」の4つを柱とし、福津市「学力向上スタンダード」を作成し、全校で実施しています。

その福津市学力向上スタンダードの柱の一つ「子どもが主体となる授業づくり」において、ICT を活用した個別最適・協働的な学びを実現することで、事象の中から自ら問いを見だし、課題を追求、課題の解決を行う探求的な学び(学習)の充実を図っています。

②探究的な学びの充実に向けたコミュニティ・スクールとの関係性をどのように位置づけ、取り組むのか。

(回答)

探求的な学びは、コミュニティ・スクールの仕組みを活用することで、より一層の充実を図ることができると考えています。地域の人々の理解と協力を得て、地域人材をふんだんに活用することで、身近な本物の人・もの・ことに触れる体験をすることができ、探究的な学びの一層の充実を図れます。さらに、地域の人と直接触れ合ったり、地域の課題を解決しようとしたりすることで、地域に貢献する喜びを味わい、郷土愛と子どもたちの自己肯定感や自己有用感である非認知能力の醸成につながっていると考えています。

③第2期福津市教育総合計画の見直しと今後の策定計画は。

(回答)

「第2 期福津市教育総合計画」は、福津市まちづくり基本構想に定める目標像と取組方針の達成に向け、教育分野の基本方針、基本目標の方向を示すものです。

現行の計画は、平成31(2019)年3 月に策定し、令和8 年度までの8 年間を実施期間としております。また、状況の変化に応じて中間見直しを行う予定でしたが、コロナ禍による教育環境の影響など、先行きが不透明な点もあったことから、現在まで見直しが行えていません。

この間、国においてもこども基本法の施行、第4期教育基本計画の決定等、教育を取り巻く重要な動きも見られており、実施期間の最終年度も近づいていることから、次期計画の策定を前に見直しをすべきかも含め検討していきたいと考えております。

⑤過大規模校の施設や環境の整備と今後の校区再編は。

(回答)

これまで、過大規模校の教室不足に対応するため、福間南小学校及び福間小学校ではリース校舎の増築、福間中学校では学校敷地外になりますが、第2グラウンドの整備を行ってまいりました。今年度におきましても福間中学校の増築校舎の整備、宮司地区に新設小学校の建設事業を進めているところです。

また、福間南小学校及び福間中学校の過密化緩和の対策として校区再編を検討しており、今年度中に方針決定を行いたいと考えております。現在、令和6年4月時点の児童生徒数等を用いて行政区ごとの児童生徒数の推計が終わり、それに基づき校区再編案を作成しております。

なお、校区再編案を作成するにあたり、影響を受ける学校の教室の把握や、校区再編に付随して必要となるものの検討・関係課との協議等を行い、案の作成をしているところでございます。

校区再編案や関係資料等の準備が整い次第、保護者・地元への説明会を行い、いただいたご意見を校区再編案に反映し、その後、総合教育会議や通学区域審議会への諮問等を行い、答申を踏まえ教育委員会としての方針を決定する予定です。

⑥新設校建設の今後のスケジュールと進捗は。

(回答)

新設小学校建設については、令和9年4月の開校を目指して事業をすすめているところです。

建設工事に関しては、現在、実施設計を行っている最中で今年中に完成する予定です。校舎などの建設工事に関しては、建設工事の予算を受け、業者を選定し、今年度中には、本契約を交わしたいと考えています。

造成工事に関しては、工区を分けて行う予定にしていますが、第1工区は3月に本契約を締結し、準備期間を経て6月頃から本格的に工事に着手しています。第2工区は、8月末に入札が終わり、仮契約を締結している状況です。

学校備品などに関しては、今年度後半から本格的に精査していきます。学校名や校歌などに関しては、令和7年度から令和8年度にかけて作成を予定しています。

保護者や児童に対する本格的な説明に関しては、令和8年度早々に行いたいと考えていますが、必要に応じて、それよりも前に説明を行うことも検討しています。

⑦教員の働き方改革と環境整備は。

(回答)

全国的にも学校をとりまく社会の状況が多様化、複雑化し、教職員の長時間勤務が課題となっている中、教職員がワーク・ライフ・バランスの取れた生活を実現し、健康を害することなく、やりがいをもって働くことや、教職員が子どもと向き合う時間を十分に確保し、学校教育の質を維持・向上させるためにも、働き方改革を進めていくことが重要だと考えています。

本市では、福津市教職員の働き方改革取組指針において①教職員の意識改革、②業務改善の推進、③部活動の負担軽減、④教職員の役割の見直しと専門スタッフの活用等の4つの観点から働き方改革をすすめているところです。

○岩下 豊

3 過大規模校の過密緩和策について

未だ解消されない福間南小学校の過密緩和策について、令和6年度中に方針を決めるとしているが、現時点での進捗状況を伺う。

(回答)

福間南小学校の過密緩和策として校区再編を検討しており、今年度中に方針決定を行いたいと考えております。

現在、令和6年4月時点の児童生徒数等を用いて行政区ごとの児童生徒数の推計が終わり、それに基づき校区再編案を作成しております。なお、校区再編案を作成するにあたり、影響を受ける学校の教室の把握や、校区再編に付随して必要となるものの検討・関係課との協議等を行い、案の作成をしているところでございます。

校区再編案や関係資料等の準備が整い次第、保護者・地元への説明会を行い、いただいたご意見を校区再編案に反映し、その後、総合教育会議や通学区域審議会への諮問等を行い、答申を踏まえ教育委員会としての方針を決定する予定です。

○尾島 武弘

2 古墳の保存と活用事業について

市内には世界遺産「新原・奴山古墳群」のほかにも多くの古墳が点在している。「新原・奴山古墳群」を含め、すべての古墳の保存方法と活用方策、また、現状と課題について伺う。

(回答)

「新原・奴山古墳群」を含む、津屋崎古墳群すべての古墳の保存と活用については、平成23年3月に策定した『国指定史跡 津屋崎古墳群 整備基本計画』において、古墳群全体の望ましい整備のあり方を検討しております。保存方法においては「緊急性や社会情勢の変化を鑑みながら段階的な対応を行う」「当面、遺構保全のため樹木と竹林の整理を行う」としています。

現状は、津屋崎古墳群の一部で草刈りと樹木剪定等の維持管理を行いながら、世界遺産となった新原・奴山古墳群の調査と保存整備に注力しているところです。また、活用については、『整備基本計画』の検討において、各古墳のサイン・解説板・東屋・駐車場等の整備を推進し、観光・歴史資源として幅広く活用する方針を立てていますが、このような整備と活用につきましても、現在は新原・奴山古墳群に注力しており、他の古墳群は現状のまま見学等の公開活用をしております。

課題につきましては、世界遺産として相応しい新原・奴山古墳群の整備の早期完成と、将来の津屋崎古墳群全体の調査・整備・活用等の推進と考えます。

○戸田 進一

1 教職員の多忙化の解消・緩和について

教職員の多忙化の被害者は、子どもたちである。早急な解消・緩和のため。以下の点を伺う。

①長時間勤務の実態と学校の現状

(回答)

教職員の長時間勤務の実態ですが、令和5年度は月45 時間を超え80 時間未満勤務した教職員の割合は、小中合わせて年間平均で40.4%、80 時間を超えて勤務した教職員の割合は、18.1%となっています。本市でも、学校を取り巻く課題が複雑化、多様化しており、発生した案件に対する児童・生徒及び保護者への対応、学級・学年事務、部活動などで時間外においても長時間勤務せざるを得ない状況が見受けられるのが現状です。

②「福津市教職員の働き方改革取組指針」について

(回答)

本市の働き方改革指針は、「教職員の働き方改革」に向けた、取り組みの方向性・目標・具体的取組などを示したものです。働き方改革の目的は、「①教職員のワークライフバランスのとれた生活の実現と、健康でやりがいを持って働くことが出来る環境の整備」、「②教職員が子供と向き合う時間を十分に確保し、学校教育の質を維持向上させること」です。

指針の中では4つの観点、①教職員の意識改革、②業務改善の推進、③部活動の負担軽減、④教職員の役割の見直しと専門スタッフの活用等、この4つの観点からの働き方改革の取り組みを進めているところです。

③多忙化の解消・緩和策の実施について

(回答)

多忙化の緩和に向けた取り組みとしては、各学校でも日頃から業務改善を行っているところですが、GIGA スクール導入以後、Google ドライブによる資料・教材等の共有、学校評価などアンケートの集約等、様々な面でICTを活用した業務の改善等も進んでいます。加えて、令和4年度には留守番電話を導入し、勤務時間外の電話対応の改善を行っています。

また、定時退校日や学校閉庁時刻の設定、長期休業期間中の学校閉庁日の設定などを行うことに加え、教職員向けにも時間外勤務の縮減及び年次有給休暇の取得促進についてのリーフレットを作成し啓発を行っています。加えて、市ホームページにおいても「教職員の働き方改革へのご理解及びご協力をお願い」というリーフレットを掲載し、保護者や地域の方々への理解をお願いしているところです。